



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

錯覚商法にご用心！！

～インターネットでの健康食品の購入トラブル～

相談は
こちらへ...

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

【事例】

「貴方が契約した代金の未払いが処理されず、このままだと訴訟の手続きに移行する。」という内容の封書が届いた。

半年ほど前にインターネットで「初回お試し 500 円」で健康食品を注文した。数週間後に 2 回目の商品が届き 3,450 円の請求書が入っていたが、注文していないことを連絡し、業者も解約を了承したものだと思っていた。

【ひとことアドバイス】

- ◆ 1 回の購入と錯覚して申し込ませるが、複数回の購入が条件の定期購入のトラブルで、総額数万円の代金を請求される事例もあり注意が必要です。
- ◆ 注文画面上に小さく購入回数書かれ、チェック項目になっていて「承諾する」にうっかりとチェックしてしまうと、定期購入に同意をしたことになります。
- ◆ 支払いを滞ると、債権が販売業者から債権回収業者に移ります。何の未払いが発生しているかなど、封書に書かれた内容を確認する必要があります。
- ◆ インターネットで注文した商品はクーリング・オフができません。注文する時は内容をよく確認しましょう。